

○小田原市学期制検討に関する懇談会開催要綱

(平成30年1月1日)

小田原市学期制検討に関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 小田原市議会平成29年3月定例会において「小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情」が採択されたことに伴い、市立小学校及び中学校における学期制及び教育課程のあり方について意見交換を行うため、学期制検討に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 校長の代表者
- (3) 教頭の代表者
- (4) 教職員のうち総括教諭の代表者
- (5) 教職員の代表者
- (6) 児童又は生徒の保護者の代表者
- (7) 教育行政関係者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会議)

第3条 懇談会の会議は、教育長が開催する。

2 懇談会の進行は教育部長が行う。

3 懇談会は、必要に応じ、その会議に構成員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 懇談会は、必要に応じ、学期制及び教育課程の実態を把握するため、調査部会を開催することができる。

(開催予定)

第4条 懇談会は、平成31年3月までの間、必要に応じ開催する。

(会議及び資料の公開)

第5条 懇談会の会議及び資料等は、原則として公開する。ただし、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第24条各号に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第6条 懇談会の事務は、教育部教育指導課において処理する。

(その他)

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。